

地下鉄駅ナカに無人機を設置する場合の注意事項

店舗出店におきましては、公募を経て設置・運営をしていただきますが、飲料用自動販売機等を除き無人機の設置におきましては、現在のところ狭小スペースであるため公募を実施せず、直接広告・駅ナカ事業課へご提案いただくこととしておりますので、以下の事項をご確認の上、ご提案のほどお願い致します。

※競争性がある無人機につきましては、今後公募を実施する場合があります。

- ・設置にあたり、事前に交通局と十分に協議をすること。
- ・消防局や道路管理者への説明のため設置に係る資料や事業採算性の確認を求められた場合は対応すること。
- ・福岡市交通局公有財産規程第 25 条に基づき、行政財産使用許可申請をすること。
- ・設置物件に係る費用(※1)を負担すること。
- ・設置物件の外装素材には、不燃性又は一定の難燃性を有するものを使用すること。
- ・既設のコンセントは使用できない。
電気工事が必要な際、費用については、使用者(申請者)が負担すること。
- ・設置物件に係るトラブル発生時や緊急時には、迅速に対応できる体制をとること。
- ・駅保守関係により月に数回停電するため、使用者(申請者)で停電対策を講じること。
- ・局の都合により事業者負担にて設置物件の移設又は撤去を行っていただく場合があること。

※1 費用

- ・土地建物使用料
- ・電気料相当額(電気を使用する場合のみ)
- ・道路占用料(設置箇所が道路下の場合のみ)